

### 3 未帰還者の調査

#### (1) 調査業務の変遷

ア 先の大戦の終結後、海外にあった旧軍人軍属や一般邦人は、数年後には帰還し、また、海外における死者もこれらの帰還者によってその状況が容易に判明すると考えられていたが、各地域からの復員、引揚げが進むにつれて帰らぬ幾多の人々、生死の消息さえ明らかでない人々が多数いることが判明した。

昭和25年5月1日現在、未帰還者は推計約34万人いた。

イ 国は、昭和28年に「未帰還者留守家族等援護法」を制定して未帰還者の調査究明を国の責任において行うことを明らかにした。(同法第2条に未帰還者が定義されている。(参考資料参照))

ウ 国交のなかつたソ連邦とは昭和31年12月に、中国とは昭和47年9月に、それぞれ国交正常化が実現したことにより、一人ひとりの未帰還者について調査は進捗したもの、なお消息が判明しない者が多数いることが明らかになった。

エ 未帰還者の大部分が終戦前後の混乱期に消息を絶った者であり、今後調査究明を行っても新たな状況を明らかにし得ない実情にかんがみ、留守家族の心情をも斟酌のうえ、昭和34年に「未帰還者に関する特別措置法」を制定し、厚生大臣(当時)が民法第30条の宣告の請求を行うことができる(裁判手続きによって戸籍処理(戦時死亡宣告))特別の措置を行い、今日に至っている。

なお、戦時死亡宣告の請求を行う権限は、未帰還者に関する特別措置法施行令第一条の二において、本籍地の都道府県知事等が行うこととされている。

#### (2) 国と都道府県の業務区分

ア 国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない(未帰還者留守家族等援護法第29条)とされ、都道府県は軍人軍属であった者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない(地方自治法附則第10条)とされている。

イ 具体的な実施方法については、「未帰還者に関する調査及び処理実施要領」(昭53.10.6援発第883号通知)により調査方法(担任区分など)、死亡認定、戦時死亡宣告手続、自己意思残存者の認定などの取扱いを定めている。

なお、この実施要領の中で、「中国残留日本人孤児は未帰還者と推測される者である」ため、その身元調査は未帰還者調査の一環として実施することにしている。

#### (3) 近年の調査経過

ア 平成元年度から平成3年度に未帰還者等の調査の業務処理の促進を図るため留守家族に対して最新情報の確認調査を行い、未帰還者の戸籍処理等の意向確認及び残留婦人等からの情報収集に努めた。

イ 平成4年度以降において、「調査票の未回収」、「同意書の未提出」及び「留守家族の意向不明」等の問題を多く抱える都道府県と協力して、個別に状況を聴取するなど、処理促進を図った。

ウ 平成10年度においては、各都道府県の協力を得て再度、留守担当者に調査票を送付、最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行った。

エ 平成22年度においても、平成10年度と同様に各都道府県の協力を得て、留守担当者に調査票を送付し最新の情報収集・留守担当者の意向確認を行うとともに、中国政府に依頼していた所在確認調査について回答が得られたので併せて通知した。

#### (4) 現状と今後の処理方針について

平成25年度においては調査票の回答を踏まえ、戦時死亡宣告に同意する意向を示した者については同意書の提出を求めるとともに、7年以上消息がない者については、引き続き留守家族に対する戦時死亡宣告の同意の確認に努める。

関係都道府県には、「未帰還者に関する調査及び処理実施要領」（昭53.10.6 指令第883号通知に基づき、業務処理の促進を図るようよろしくご協力をお願いしたい。

また、戦時死亡宣告の審判の申立手続きについては、「未帰還者に関する特別措置法の施行について」（昭和34年3月26日指令第268号通達）に記載されているので参考とされたい。

(参考) 厚生労働省担当区分

1 未帰還者の調査に関すること

中国地域の一般邦人 → 中国残留邦人等支援室 調査企画係  
樺太（旧ソ連本土を含む）地域の一般邦人 → 中国残留邦人等支援室 調査企画係  
上記以外（全ての地域の軍人・軍属、南方地域の邦人など） → 業務課 調査資料室

2 未帰還者の戸籍処理に伴う葬祭料及び弔慰料の支給に関すること → 援護企画課 戦傷病者援護係

(1) 葬祭料の支給（未帰還者留守家族等援護法第16条）

未帰還者の死亡の事実が判明した場合、その遺族に葬祭料が支給される。

(2) 弔慰料の支給（未帰還者に関する特別措置法第3条）

未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料が支給される。